

金融円滑化にかかる基本の方針

山口県漁業協同組合（以下、「当組合」という。）は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、当組合の最も重要な役割のひとつとして位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当組合は、組合員をはじめとする地域の皆さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、申込者の経験、特性および事業の状況を勘案しつつ、適切に対応するよう努めます。
その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、申込者の同意を前提に情報交換を行い連携に努めます。
- 2 当組合は、事業を営む組合員等からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の経営改善に向けた支援に努めます。
また、当組合の役職員に対し「中小企業者等金融円滑化法」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当組合は、組合員をはじめとする地域の皆さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、申込者の理解と信頼が得られるよう努めます。
また、申込みを断る場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は本法律で求められる金融機関の責務を遂行するために必要な管理態勢を以下のとおり整備しております。
 - (1)「コンプライアンス委員会」は金融円滑化態勢整備にかかる重要な事項を協議します。

- (2) 参事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底につとめます。
 - (3) 本店ならびに各統括支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 5 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月20日から施行する。